



岡情審査第60号

平成27年8月7日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口 和秀



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年4月6日付け岡瀬産第821号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

特定個人〇〇氏への是正文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に
対して、非開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」と
いう。）についての諮問

第1 審査会の結論

本件請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は、妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2 異議申立て及び諮詢の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年3月9日付で、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件請求を行った。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年3月18日付で、当該文書の存否を答えること自体が個人の権利利益の侵害となり、条例第5条第1号により非開示とすべき情報を開示することになるので、存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても条例第5条第1号に該当するとして、非開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年3月24日付で、本件請求に係る公文書の開示を求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年4月6日付で、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮詢を行った。

第3 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

公文書非開示決定通知書に記載された文書を開示することができない

理由が、条例第10条の理由付記に照らしたなら、「一般人が容易に理解しうるものでなければならない」に値しない。真実の理由を明記して欲しい。

本件請求は、官有第3種水路を手続なしに無断で埋め立て、長年にわたり土地を不法占拠・不正使用していることに起因する事案に係るものであり、条例上の開示判断だけではなく、個別の事情を斟酌した上で開示判断をすべきである。

2 実施機関の主張要旨

本件請求に対する非開示決定は、当該文書の存否を答えること自体が、非開示とすべき情報を開示することになるとして、また、仮に当該文書が存在するとしても、非開示になるものとして、非開示決定を行ったものである。

本件請求は、請求する公文書の件名欄に「〇〇氏への是正文書」と記載され、請求する公文書の内容欄には、「官有第3種水路を手続なしに無断で埋立てて不法占拠して長年にわたり宅地使用していることの原形復旧への是正文書」と記載されている。当該公文書が仮に存在したとしても、個人の氏名は、個人に関する情報であり、個人への具体的な行為を求めた是正文書は、特定の個人を識別できるものであるから、条例第5条第1号の非開示情報に該当することが容易に判断できるものである。さらに行政文書としての是正文書は、法令等に基づき特定の団体又は個人に対し誤った行為の改善を行政指導によって促す性質をもつ文書であるため、公文書が存在しているか否かを答えるだけで個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、条例第8条の規定に基づき、存否を明らかにしないで、当該開示請求を

拒否したものであり、不当とは言えない。

また、申立人は、申立ての理由に、旧瀬戸町時に起こった水路、道路、地域等での数々のトラブルから不利益を被ったと主張しているが、これらは、条例第5条第1号ただし書ア、イ及びウに定めるものとは認められない。

第4 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件請求について

本件請求は、開示を請求する公文書の件名として、「〇〇氏への是正文書」とあり、特定の個人を名指しし、公文書の内容として、地番を特定した上で「官有第3種水路を手続なしに無断で埋立てて、不法占拠して長年にわたり宅地使用していることの原形復旧への是正文書」とされているものである。

2 存否応答拒否について

条例第8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、本条は、その例外として、文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。

「岡山市情報公開及び個人情報保護制度運用の手引 平成18年3月改訂」（以下「運用の手引」という。）における条例第8条の説明によると、「存否応答拒否は、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても存在しなくても適用すべきものである。」としている。

また、運用の手引では、「存否応答拒否を行うには、次に掲げる要件を備えていることが必要である。」として、「特定のものを名指しし、又は特定の事項・場所・分野等を限定した開示請求が行われたこと。」（以下「要件1」という。）、「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があること。」（以下「要件2」という。）、「当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること。」（以下「要件3」という。）の3つの要件を掲げている。

3 存否応答拒否の妥当性について

(1) 要件1の該当性について

本件請求は、「○○氏への是正文書」として、特定のものを名指しした開示請求が行われており、要件1に該当するといえる。

(2) 要件2の該当性について

ア 条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権

利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報は、開示しなければならない旨規定している。

イ 本件請求では、特定個人を名指しして「官有第3種水路を手続なしに無断で埋立てて不法占拠して長年にわたり宅地使用していることの原形復旧への是正文書」の開示請求が行われていることから、この行政指導の存否自体が、名指しされた特定個人にとって、非開示として保護すべき条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当するものである。

ウ 本件請求に係る文書が仮に存在するとして、条例第5条第1号のただし書ア、イ及びウに該当するかどうかについて検討する。

本件請求に係る特定個人に対する是正文書は、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、本件請求に係る特定個人に対する是正文書自体は、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」として、開示しなければならないとまでは認められない。なお、ウに該当しな

いことは明白である。

以上から、本件請求に係る情報は、条例第5条第1号の本文に該当し、要件2に該当するといえる。

(3) 要件3の該当性について

特定個人を名指しした是正文書の開示を求める本件請求に対し、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当するとして非開示と決定すれば、特定個人に行政指導があったという事実が明らかになり、また、不存在を理由に非開示と決定すると、行政指導が無かったという事実が明らかになる。いずれの場合も、個人情報を開示したのと同様の効果が生じ、要件3に該当するといえる。

4 非開示決定に係る理由付記について

公文書の非開示決定に係る理由付記に関し、条例第10条においては、「実施機関は、・・・開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該非開示決定又は一部開示決定の通知において、その理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、当該通知の内容から一般人が容易に理解し得るものでなければならない。」とされている。

実施機関は、公文書非開示決定通知書に、開示することができない理由として「当該文書の存否を答えること自体が個人の権利・利益の侵害となり、岡山市情報公開条例第5条第1号により非開示とすべき情報を開示することとなるので、存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、同条例第5条第1号に該当し非開示になる文書です。」と記載しているところ、申立人は、異議申立書の中で「真実の理由を明記して欲しい」としている。

前項の「3 存否応答拒否の妥当性」において検討したように、条例第8条に規定する「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとき」は、具体的な非開示理由を記載することなく、このような定形的な理由を付記せざるを得ないことは、やむを得ないものと判断する。

5 個別事情の斟酌について

申立人は、本件請求は、官有第3種水路を手続なしに無断で埋め立て、長年にわたり土地を不法占拠・不正使用していることに起因する事案であって、条例上の開示判断だけではなく、個別の事情を斟酌した上で開示判断をすべきであると主張する。

条例は何人に対しても目的を問わず広く開示請求権を認めていることから、開示請求に対する決定においては、請求者が誰であるかにかかわらず客観的な基準をもって判断すべきものであり、開示請求者が誰であるかによって開示決定の判断に影響を与えるものではない。何人に対しても同じ判断基準により開示決定する必要があるものである。

6 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成27年4月6日	諮問書の收受
平成27年4月24日	審議
平成27年4月30日	実施機関側意見書の收受
平成27年5月13日	申立人側意見書の收受
平成27年5月22日	審議
平成27年6月26日	審議
平成27年7月24日	審議
平成27年8月7日	答申